

障害者福祉システム等標準化検討会 第2回議事概要

日時：令和3年9月15日（水）13:30～14:40

場所：日本コンピューター株式会社 東京本社セミナールームA・B 及び WEB 会議

出席者（敬称略）：

（座長）

出席 生田 正幸 関西学院大学人間福祉学部教授

（構成員）

出席 後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

出席 西脇 誠一郎 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課長

出席 鈴木 孝 小山市総務部情報政策課長

欠席 鈴木 清由 千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課長

出席 藤井 輝文 船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 課長補佐

出席 谷口 正 葛飾区政策経営部情報システム課長

出席 和田 隆彦 二宮町健康福祉部福祉保険課長

出席 日名子 大輔 株式会社RKKCS 企画開発本部 企画部長

出席 小林 佳則 Gcomホールディングス株式会社 ソリューションビジネス推進部
ソリューション導入課長

出席 井澤 聡 株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ

出席 梅香 一也 株式会社電算 公共ソリューション3部 主幹

出席 佐藤 亮介 株式会社アイネス 公共ソリューション本部 プロダクト開発第二部
担当部長

出席 片上 誠一 株式会社IJC 情報システム部 パッケージシステム課長

出席 近藤 誠 日本電気株式会社 公共システム開発本部 主任

出席 福田 佳孝 富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部
社会保障ソリューション事業部 第一ソリューション部 マネージャー

出席 尾崎 智晴 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室

欠席 田原 克志 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

出席 矢田貝 泰之 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

出席 須磨田 正弘 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐

出席 島添 悟亨 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
老健局介護保険計画課 社会・援護局障害保健福祉部企画課 併任

（オブザーバー）

欠席 伊藤 豪一 デジタル庁 プロジェクトマネージャー

欠席 前田 みゆき デジタル庁 プロジェクトマネージャー

出席	池端 桃子	デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席	丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
欠席	清水 康充	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	米井 駿	デジタル庁統括官付参事官付
出席	羽田 翔	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 室長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 下期検討事項について
3. 下期スケジュールについて
4. その他

【議事概要】

○島添構成員

- ・大規模自治体においては、事務執行を効率的に行うため、予算をかけて既存のシステムの改修を行っている自治体があると伺っている。そのため、標準化システムに切り替えることにより、これまでの改修がなくなり、既存のシステムに比べ機能がダウングレードしてしまうのではないかと自治体より懸念の声があがっている。この懸念事項に対しどのような方針で進めることが良いか確認したい。

⇒（デジタル庁）懸念されている内容はごもっともな意見であり、システム標準化を進める中で、国民の利便性の追求、行政統一の向上も目指すべきであると考えます。現時点で機能のダウングレードに対する方針について具体的な回答はないが、現在、準備しているガバメントクラウド先行事業の中で、しっかりと検証を実施し、自治体が抱えている疑問や懸念事項に対しデジタル庁として取り組んでいきたい。

○後藤構成員

- ・住民記録システムの標準仕様書の検討では、行政区の職員権限を細かく分けることについて、留意する方向で検討している。理由としては窓口が異なっても同じ自治体内で手続きを可能にするべきとの考えからである。紙台帳で処理していた時代の名残として、組織や拠点ごとに窓口や職員の操作権限を限定することは適切ではないと考える。

⇒（事務局）ご意見の内容は資料1の6ページ「住民記録システム標準仕様書での記載内容」に記載している「アクセス権を利用者単位で設定できれば、職位・職権単位でも設定できるため、独自の機能として職位・職権単位での設定できる機能は不要」の箇所になるが、障害者福祉システムとしても踏襲する方向で仕様を定める予定である。基本的には操作者単位で権限を設定できるようにする。また、政令市における区役所としては、住民が居住している区ではなく、住民を管轄している区でデータの更新や参照を可能とし、それ以外の区では参照のみとするなどを検討している。

⇒（総務省）住民記録システム側のアクセス権限の記載の内容について補足する。町村より支所単位でアクセス権限を管理してほしいとの意見があった。理由としては支所単位でしか住記の事務

の受付処理はできないという発想に立った上で、紙を使用していた事務の名残の意見であった。そのため、職位・職権単位での権限設定をするのではなく、利用者単位での設定とした経緯がある。したがって、政令市の行政区単位での事務の観点とは異なる点であることについて留意をお願いしたい。

⇒（厚生労働省情参室）依然として、紙の処理がしばらく残るものと考えられるが、その場合、利用者単位でのアクセス権限とすることによって、紙処理との整合性は問題ないかどうか確認したい。

⇒（事務局）現在、各ベンダのパッケージシステムの権限管理については問題なく対応できていると認識している。ただし、政令市における区役所、区役所の下にある支所や出張所の考え方を各ベンダのシステムでどこまで対応できるかがポイントと考える。そのため、権限管理の大きな方針としては住民記録システムと同様の考えで問題ないが障害者福祉特有の管理については個別に標準仕様書に落とし込む必要があると認識している。

⇒（総務省）住民記録システムの権限管理をベースに進めることは問題ない。ただし、各分野の事務の特性等を考慮し、独自の内容を記載することは問題ないと認識している。

○尾崎構成員

・市町村で登録したデータは都道府県からオーバーライドして参照できるのか。また、政令市の場合、区のデータを本庁は参照できるのか。現状の整理を確認したい。

⇒（事務局）以下のようにそれぞれ整理している。

①市町村で登録したデータの都道府県での参照について

都道府県と市町村はシステムが異なることから、市町村で登録したデータは都道府県で参照することはできないように整理している。現状では市町村が登録したデータは紙で都道府県へ進達を行っているため、都道府県としては紙で内容を把握し事務処理を行うこととなる。

②政令市の区で登録したデータの本庁での扱いについて

区で登録したデータは本庁でも参照、更新できるように整理している。また、区をまたがった転居の場合、転居前の管轄区を転居後の管轄区に変更できるように整理しており、区をまたがった転居の場合の事務処理も考慮し整理をしている。

○島添構成員

・旧IT室より提示いただいた資料では令和5年度からガバメントクラウドへ順次移行する予定となっているが、その場合、令和4年度中に調達等が必要となり、令和3年度に予算調整が必要となる。その場合、厚労省として各自治体へどのように連絡をすればよいか確認させてほしい。

⇒（デジタル庁）デジタル庁としてはガバメントクラウドへの移行は令和7年度まで実施するよう依頼をしているところである。そのため、自治体は自庁の状況を踏まえ予算調整をお願いしたい。現状としては令和4年度にいきなり調達は難しいと考えており、令和4年度については、ガバメントクラウドへの移行準備の作業が中心になると推察している。なお、ガバメントクラウドへの移行に向けては、総務省よりDX推進手順書が提示されているため、そちらを参考にしつつ、まずはできる作業を進めてほしい。また、予算においてはJ-LISにて1,500億円ほど基金を用意しているため、こちらの活用を念頭において調整をお願いしたい。

⇒（総務省）ガバメントクラウドへいつ移行が開始できるかは、各分野あるいは各ベンダのシステ

ムの構築時期に影響するものと考えられる。また、加えてガバメントクラウドの仕様が確定しないと進めることができない状況もある。そのため、令和4年度からガバメントクラウドに移行作業を行うのは物理的にも難しいと推察している。その中で総務省としてDX推進手順書として、庁内の体制の立ち上げ、移行対象の17業務に限らずシステムのFIT&GAP分析をお願いしているところである。

○デジタル庁

- ・継続検討事項として管理されている標準仕様書上の実装必須機能の記載について、また帳票レイアウトが参考と記載されている点について、デジタル庁として引き続き標準仕様書の第1.1版に向けて検討をお願いしたい。

⇒（事務局）帳票レイアウトについては参考資料5にて示しているが、デジタル庁の意見を受けて帳票レイアウトの変更はできない前提で整理を進めている。引き続き、WT構成員、ベンダより意見をいただきながら検討する。実装必須機能の記載については、ぴったりサービスの電子申請における件と認識している。こちらについては8月の第1回検討会でも説明しているが、子育てワンストップのようにPDFでの運用では市町村にメリットがないため、バックオフィス連携でデータを取込めるようにすることが前提になる。しかしながら、現時点では連携レイアウトが定まっていないため、機能として実装必須にしたとしても、各ベンダは実装方法がわからないため実装できないのが現状である。そのためにも、まずはデータの連携レイアウトを取りまとめる必要がある。また、証拠書類の扱いも課題と認識している。ぴったりサービスで申請したとしても、申請時に必要となる証拠書類（例えば受給者証や所得証明など）をどのように申請者本人が市町村に提出するのか定まっていないと認識している。この2点について改めてデジタル庁へ検討をお願いしたい。

⇒（厚生労働省情参室）令和3年5月に示された資料ではインターフェース仕様、API仕様、データ仕様について令和3年度夏を目途に旧内閣官房IT室より提示される予定であったとの認識である。そのため、これらの仕様が提示されてから検討を進めたいと考えている。

⇒（デジタル庁）デジタル庁側で検討が必要であることは理解した。デジタル庁として各担当班と連携して具体的に検討を進める。また、実効性のあるものにするためにも関係各所に協力をお願いしたい。

○後藤構成員

- ・今回より、都道府県事務も標準化検討になるということで、事務局への依頼である。都道府県では対象者の世帯員や所得の情報を直接見ることができないと理解している。そのため、対象者の世帯情報や所得情報をどのように確認されているのか。参加されている都道府県へ確認をお願いしたい。その辺りの状況が想定と異なると市町村と都道府県で今後の検討の際に議論がかみ合わなくなる可能性があることを懸念している。

⇒（事務局）承知した。

○東京都

- ・療育手帳については国の要綱に基づいて実施しているが、各都道府県で制度が異なっている。例えば、標準仕様書上にも実装必須機能として記載されている障害の程度がそれにあたる。このような

各都道府県で異なる箇所の考え方の整理を手帳WTにてお願いしたい。

⇒（事務局）療育手帳（愛の手帳）の件は検討課題にもあるため、厚生労働省障害部と引き続き検討するが、障害の程度については補足したい。令和3年10月より療育手帳情報も中間サーバーへ副本登録が開始される。障害の程度については副本登録の項目として存在し、データ標準レイアウトとしては一定の基準で設定するよう定められているため、標準仕様書としても同じ考え方を適用している。

以 上